



利根沼田広域消防本部からのお知らせ

火災予防条例が一部改正されました

回覧



火災とまぎらわしい行為(たき火等)の届出及び注意事項について

火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為(たき火を含む。)をする場合は、あらかじめ消防署へ届出をしてください。

従来の火災とまぎらわしい行為に、新たに「**たき火**」が追加されました〔利根沼田広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部改正(令和7年11月26日、条例第8号)〕。令和8年1月1日からは、ご家庭で行うたき火等も届出の対象となる場合がありますのでご注意ください。

届出様式は、消防本部ホームページからダウンロードしていただくか、最寄りの消防署へお越しください。

届出が必要な「たき火」(消防法令上)とは…

- 火を使用する設備器具を用いない場合
- 火を使用する設備器具を用いる場合でも、本来の使用方法によらない場合や大きな炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合など

★詳細は消防本部 HP を確認してください。



◎たき火に該当すると考えられる行為 (イメージ)



例：焚き火、採暖の火、かまど、どんど焼き、野焼き(焼き畑)、キャンプファイヤーなど

○たき火に該当しないと考えられる行為 (イメージ)



例：バーベキューコンロ、七輪、キャンプ用品など◎判断に迷うときは、消防署へ相談してください。

火災とまぎらわしい行為(たき火等)の注意事項

！燃えやすい物の近くで行わない！ ！たき火等の最中はその場から離れない！

！風が強い時や火災警報発令中には行わない！ ！水バケツや消火器などの消火準備をする！

！終了後は完全に消火したのを確認するなど、十分、注意して行ってください。

※廃棄物の野焼きは一部例外を除き法律で禁止されています。消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出」は野焼きなどの許可ではありません。近隣から苦情等があった場合は、注意・指導を行うことがあります。